



その点をひとつお伺いしたいと思いま  
す。

○小林説明員　ただいまの街置問題の点は、第五條の、特に「戦災者、引揚者又は保護を要する生活困窮者の收容施設」がそれに該当するのではないか、こう考えております。御指摘のような点も中心にはあるかと思いますが、大体私たちが各都道府県なりあるいはまた関係の市町村の御意見を聞きますと、現在は無償貸付のことになつてお

りますが、早くこれをもらつた方がいいといふような御意見が大多数でござります。なお今御質問の点の維持費等の補助の規定があるかどうか、こういう問題でござりますが、この点については現在予算的には何も持つております。いざれ主計局の方から通知はあります。されど、そのことになつております。

場合は具体的な條件であります。が、これは戦災後非常に混亂いたしておられますから、事実上民生委員等があつせんないししまして戦災者、引揚者等の住居に充てておる普通財産等もたくさんあるようであります。正式には大蔵省とその関係において、地方公共団体が貸付を受けているという手続はふんでないいのであります。しかし地方公共団体に関連する民生委員等が、処置をしておるというものもあるようであります。そういうものもやはり地方公共団体が、今まで貸し付けられておつたものに準じて、処理するということになりますのか。それともそれは別途の扱いをするのか。その点をひとつお伺いしたい。

ましては「この法律施行の際」という規則といたしましては、四月一日から施行することになつております。この法律の施行はまた別途修正をお願いするようになります。現在そういうような事例は実は聞いておりませんで、そうした貸付につきましては、形式的に一時使用という書式をふんでないものでありますても、事実が、この場合たとえば戦災者あるいは引揚者等の建物が、地方公共団体が国から貸し付けられていない。それから直接受大蔵省の方との関連においても、貸付といふことが確定的でない。だが事實は戦災者、引揚者が入つておるのであります。向もあるのを、具体的に私は知つていて、戦災者、引揚者はそれを拂い下げてもらいたいというような意図があるのであります。そういうような場合においては、現在居住している引揚者あるいは戦災者等に拂い下げをするといふことができるのかどうか。地方公共団体は正式にも形式的にも借りていない。それは話はしておるが、どうもこの法律施行の当日において、地方公共団体がこれを貸し付けておつた、あるいは管理しておつたという具体的な事實も証明されない。しかし現実におこなつては民生委員等のあつせんによつて、引揚者、戦災者が入つておる。それをつい最近になつて大蔵省も気づいたところで、このような建物があるのであります。が、そういうものは地方公共団体には譲り受けられない。しかばそれを直接引揚できぬ。しかばそれを直接引揚できぬ。

○小林説明員 御質問のありましたような事例におきましては、個々の具置のケースにつきまして、それより其置がなされるかと思ひますが、公会計体の方で無償でもらいたいという要請もなく、そしてそこに住まれておる者がそれをほしいという場合におきましては、私どもの方としては譲渡をすること。現在住んでいる方に売るといふ考え方をいたしております。その場合おきまする一種の優遇措置といたしまして、十一条の方の延納の特約。もちろんその価格といたしましては時どきうことになるわけですが、その資金の拂いにつきまして、延納を認め、という措置を講じておるわけでありまつす。

う  
ら、でき得れば拂下げをしてもらいたいと思  
い、こういうよくなお願いをしておる  
わけであります。この問題につきま  
で、具体的に拂下げをすることが可能  
とするならば、これは個人々々に拂  
下げするというわけに行かないと思  
うのですが、住宅組合というよくな法人  
か何かをつくりまして、拂下げを受け  
るところになりますのか。個人々々に拂  
げり渡すことになりますのか。そな  
からその場合における焼けビルの価  
格の算定等は、どういう基準に基いて  
おやりになるのか。その点をひとつ、  
こまかい問題であります。が、この際お  
伺いしたいと思います。

さるに實地を調査いたしまして、具体的にきめられるだらうと思います。御指摘のように、組合でなければいかぬとか、あるいは個人でなければいかぬとか、そういうような点は考えておりません。その実情に即したような考え方で行きたい。それからなお価格などをどうするかということですが、そりゃもうそういうものでござりますれば、そりゃもうそういうものでござりますれば、それは、それが現行の価格で、たとえば焼けビルとかそういうものでござりますれば、そりゃもうそういうものでござりますれば、その値段で売り拂う、こういうことになりますわけでござります。

○深澤委員 それから第九條の、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属しておつた普通財産のうちの機械及び器具の問題であります。これを政令で定める事業者に対しまして、老朽した機械及び器具とこれを交換してやる。そうして交換して引取つた物はこれをくず化してしまふということですが、この旧陸軍省、海軍省、軍需省の所管しておつた普通財産で、現在の日本の産業の合理化推進のために設立得るといふよしなものは、非常にたくさんあるのかどうか。その点をひとつお伺いしたい。

○小林説明員 旧陸海軍省、軍需省の所管に属しておつた機械類、これは機械が大部分でございまして、そのほか器具も入つておりますが、大体十三万点程度になつております。そのうち時別機械といふので、兵器をつくる機械といふよしなものにつきましては、破壊命令が出来ましてこれを破壊しております。それからなお機械として不十分だというので、これをスクラップを條件としたしまして、時



補償が普通の十分の一くらいの補償しかしなかつたというような時代から考えまして、たとい予算が倍になりますようとも、これは十分の補償措置は講じますから、この予算四から言つて、補償料といふものが從来の借り料の倍程度にしかならない。こういう根拠に基いて予算をお組みになつておられるのか。その点をひとつ主計局長からお伺いしたいのであります。

○河野(一) 政府委員　過去におきまする土地、建物の借り料等が非常に低かつたというようなお話をますが、当時はマル谷がございまして、そういうふた価格でやつておりますので、非常に不常に低い価格であるとも私ども考えておりません。ただ最近不動産の審議会ができまして、その答申をいまして、たしか昨年の八月くらいから従来の三倍程度にいたしております。当時答申には五倍にしたらといふうな御意見もございましたので、この借り料を本年度から相当上げたいというふうなことで、御指摘通り九十二億円程度を防衛支出金から一応予定している、こういう次第に相なつております。

○深澤委員　長岡さんにお伺いしたいのでありますがあくまで特調としての事務を中心になつて担当せられておる長岡さんといたしまして、この範囲の予算で十分の補償ができる、そぞして土地収用等の強行手段に基かず、円満に解決するという御自信がおありになりますかどうか。その点をひとつお伺いしたいと思います。

○長岡政府委員 予算との関係は、実はわれ／＼といたしまして予想いたしておりましたことは、相当のものがここで解除になるのではないか。その意味におきまして、借り貯は大蔵省の方とも協議いたしまして措置いたしたいと考えておりますが、今の情勢でございまますと、家なり土地が返つて来るものがありますので、何とか措置できるのではないか、かように考えておる次第でござります。

○三宅(剛)委員 私は国有財産の特別措置法案、並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基きました国有財産の管理に関する法律案につきまして、河野主計局長並びに長岡政府委員の両者にお尋ねいたしたいと思うのでござります。

まず昨日長岡管理部長にお尋ねしたのでございますが、特別調達厅がただ調達厅となつた、こういうことになりまして、今後もアメリカ軍の要請等によりまして、相当広汎に日本の内地のものを供給しなければならぬ、こういう点が出て来るわけであると思うのであります。そこで昨日長岡さんにお伺いいたしますると、今度の法律によりまして向うが直轄いたしますその工事あるいは請負工事等につきましては、日本内地の方では干渉することができない。今まで特調といふものがおりまして、相当程度までの役を勤め、内外の、あるいは向うの苦情、こちらの苦情等をさばいて円満にやつておつたのでありますが、今度の協定によりまして、直接工事におきましては、何ら日本に発言権がない、管理権もあるいは指導権その他の仲介権もない、こういう御趣旨のように承つておるの

○河野(一)政府委員 長岡さんがどういうふうに言われましたか、であります。が、従来特調でやつておりました仕事は、幾多の変遷を遂げておるわけであります。終戦当時におきましたは、ほとんど占領軍関係のあらゆる調達をやつておりまして、電気、ガス、水道、そういうふうな経常費から、兵舎、住宅工事、ほとんどすべて特調の手を通せざるはなしとというふうなものであつたわけであります。だん／＼仕事が一段落しましたのと、それからことに昨年の七月からは従来の終戦処理費系統のものにつきましては、大体半々の負担ということになりまして、労務費は大体ドル拂いでやつていただくのではあります、これは特調を通じましてあとで返してもらわぬわけでありますて、間接調達の式でやつております。その他の電気、ガス、水道といつたものは、これは特調を通じておやりになつておる。そのほかに大きな工事につきましては、これ大体において一部あります、特調を通せずに、あるいは特需という形式のものもござりますが、直接おやりになつておるといふようない関係で、大分様子がかわつて来ております。しかし今後の問題といいたしまして、移転等に伴いまして各種の工事が起るございましよう。これはこちらの負担になるものございましょよし、また向う自身でやつていただくものもございましようが、この行政協定にあります通り、いろいろなそ

影響を及ぼさない、よるにやるといふことで、お互に合同委員等におきまして、その施設の計画あるいは契約等につきまして十分協議いたしまして、そのいろいろな不利な影響が出ないよう円満にやつて行く。こういう建前に相なつておるわけであります。

○三宅(則)委員 合同委員会におきましてあまりじきいさが起らないようやる、こういふお話を昨年承つたわけでありますから、實際の工事面を担当いたして参りますと、直轄でありますと相当言葉が通じなかつたり、あるいは習慣が違いましたりいたしまして、日本と向うとは合致しない場合も相当ある、と考えられるのであります。それのためにはなはだ失礼な話であります。リカさんは信頼できないというようなことになつたのでは、たいへんだといふ意味合ひもありますするし、向うも親切な立場において指導し、あるいはこれを利用するということになるわけでありますから、やはりある程度まで政府といたしましては責任を持つてこれを監督し、管理する必要があると私は思うのであります。が、将来これはなくす御意思でありましょうか。もう一ぺん承つておきたいと思います。

占領下において、日本国民の税金において負担しなければならぬといつたものは、ともかくであります。向うが支出してやるという場合において、こちらがそれに對していろ／＼なさげをやる。もちろん安く調達した方がアメリカのためではあります。向うがも、今後においてはドルの契約ということをなしに、円建の契約でおそらくおやりになると思いますが、そういう物資のあるいは買いあさりとかあるのはその他の面において、日本経済に不利な影響を與える。こういうことであつては困りますが、そのためには綱について御相談をしていた。だくといふことに相なりますれば、それでけつこう事足りるのではないか。ただちよつと御指摘がありましたように、契約その他の條項においていろいろ／＼な気が不利である、あるいは言葉が通じない、こういつたような問題が多少あることは事実であります。しかし現在やつております契約のいろ／＼な條項等につきまして、改訂すべき問題については、目下予備作業班において協議いたしております。たとえて申しますと、五万ドル以上はアメリカの陸軍長官が最後の決定権を持つとか、そういうふたよらないろ／＼な條項がございますが、そういう問題についていろいろ不利にならぬように、対等の立場においてできるように、現在協議しておる段階であります。

考えております事柄は、日本の内地、特に丸の内あたりのりっぱな建物が向うに占領せられたために接收されておるが、最近これが解除になるわけであります。少くとも東京のどまん中においては、そういうような占領せられたような形式を早く除去してもらいたいと思います。少くとも東京のどまん中においては、そういうふうな構想といたしましては、なるべく郊外、東京でたとえて言うと、立川とかあるいは池袋の方とからいうふうに、目につきやすくなりところに移転してもらいたいように、政府としては交渉もし、また実際にもやられておると思いますが、その方法等について所見をひとつ承りたいと思います。

そういう建物は優先的に返すといつた  
ようなことであります。だいぶく  
な問題があるわけでありますが、  
施設、PXというよろな問題についても  
同じような問題があると思いま  
すが、この点につきましても、駐留軍が  
都會地に出てることを、抑制する方  
けにもなか／＼行かないという事情  
あり、その意味において方々歩きま  
られるよりも、特定の施設で慰安、娼  
樂施設を設けた方がよいのではないか  
という議論もござります。面子論によ  
らねば、実情に沿つてやつたらよい  
ではないかという議論もあるのであ  
ります。こういうことについては国民の  
要望をよくわれ／＼としても察しま  
れて、それに沿うようにいたしたいと考  
えておる次第でござります。

も一箇年もあるといふことになります。それがほんとうにありますか。その辺のことをもう少し具体的にわからぬでしようか。わかります。たゞひとつ承りたいと思います。

○河野（一）政府委員 いろ／＼官房関係の建築物、それから民間の建物と二つあるのであります。が、民間の建物等がまず優先してというふうにわれくは考えております。ことに民間の住宅につきましては、約一千戸ほど接收されておるのであります。が、現在駐留軍——ただいまは進駐軍であります。が、非常に御協力をいただきまして、新しい家族を当分の間呼び寄せないというような措置までとつて、おそらく本年度一ぱいくらいにはしたいといふふうなことを言つておられます。現実にはいろいろ問題がござりますので、その通りに行くかどうかは確約はでき

すが、長岡政府委員のお考へによりますと、大体書きとておるわけでありります。それで、調達庁といたしましては、今後も向うの命令に従うのでありますし、特によつては、特別に向うは直轄部門について干渉できぬ、こういふお話をあります。したが、何らか長岡さんといいたしましてはこれにかわりまして、構想といったまでは、もんぢやくの起らない、今まで防ぎ得るというような政策、あるいは希望條項等がありましたならば、この際ひとつお聞かせを願いたいと思ひます。

いろいろお話をありがとうございましたが、もうひとつの点があろうかと思うのであります。他の国との関係におきましては、もんちやくの起らないようにして、お互に相親和し、相なつき合いましてやることが必要である、こう考えるのであります。そこで今後残りまする調達厅といたしましては、相当人員を減らしまして、精銳の部隊と申しますか、精鋭な人種をこれに吸収いたしまして、直接受工事その他の工事につきましてもこれを履行して行きたい、こういう整備をしなければならぬと思いますが、政府委員いたしましての心構えを、この際ひとつ承りたいと存じます。

ませんが、できるだけ早く解除する。それからその次に官庁の建物、具体的に大蔵省のお話をあつたのであります。が、これは私も表を、テーブルをいただきましたと何とも申されませんが、われ々の方としては返していただきたいということを、申し出ておる次第でございます。どういうふうに占領終結と同時に軍政関係、つまりいわゆる軍政、占領行政でやつておつたものは当然返つて来るというふうに私は思つておりますが、ただ軍令といいますか、作戦の方の系統になりますと、これは一時九十日の間は当然であります。が、その後においてもやむを得ぬと思われるものがあるだらうと思つております。

○三五(副)委員 長岡さんにもう一点つけ加えてお尋ねいたしたいと存じます。昨日もしばく論議をかわしまし

に、かりに経済約に特調が取扱いをものにつきましては、先ほども申しつて行きたい、こう考えております。全然特調がタツチいたしませんもの、たとえば今日まで行われておりますいわゆるトルコ連邦の問題のことく、専門が直接業者を選定し、支拂いもされるということになりましたものにつきましては、現状の特調といたしましては、何ら密謀する余地がないであろう、う考えております。

○三宅(則)委員 もう一点つけ加えをさせていただきます。特別調達室は過半数年間にわたりまして、いろいろな派遣がありまして、幸いによくなつてやつた、こう言つておられます。長岡政委員のお話によりましても、特調がなつたがために連合国とのもんぢやくが少かつた、こういふことを言い得る、

で、特訓の結果やつておりました仕事を  
が減つて来るということになります  
て、人員を減さねばならぬということ  
になりました場合には、少くとも特訓  
といったまして続けて行く仕事がまだ  
あるうかと思いますので、これに対し  
てはただいま三宅委員の御指摘に相応  
りましたように、優秀な者を残して行  
きたいという考えは、われへゝもその  
通りに思つております。ただこれはい  
きさか立言になるかも知れませんけれ  
ども、実際問題といたましますは、首  
の切りつけなしといふわけにも参りま  
せん。各方面にこの就職のあつせんと  
いうようなこともやらなければならぬ  
のでありますて、実際問題としては非  
常に困難を伴うことは思いますけれ  
ども、優秀な者を残して行きたいとい  
う考え方については、三宅委員と全然  
同じ考え方を持つております。

こういふお話をあつまつしたが、もとと  
もの点があつたかと思うのであります  
て、将来日本国とアメリカ合衆国、そ  
の他の国との関係におきましては、も  
んちやくの起らぬようにして、お互  
い相親和し、相なつき合いましてやること  
が必要であらう、こう考へるのであります。  
そこで今後残りまする調達厅によ  
いたしましては、相当人員を減らしま  
して、精銳の部隊と申しますか、精銳  
な人種をこれに吸収いたしまして、直  
接工事その他の工事につきましては、  
これを履行して行きたい、こういう整備  
をしなければならぬと思ひまするが、  
政府委員といいたしましての心構えを、  
この際ひとつ承りたいと存じます。

○佐久間委員 二、三日前に私が直税部長にお詫ねいたしたのであります  
が、それは給與所得者の年末調整に関する事であります。過納の場合が相当出来ておるのであります。これが自然地方税に影響しておる、こういふ陳情を受けておるのであります。相当にまかい数字が実は出でるのではありますけれども、国税局にこの資料を渡してしまつたのですから、今こゝに持つておらぬのですけれども、この取扱いにつきまして地方当局は非常に困つておる、こういふ現状でござります。これは法制上の欠陥であるのか、あるいは取扱い上の不備かもしれないのでありますけれども、政府はこういふ場合、これに對して将来どういふ考えをもつて対処して行くのであるか。これをひとつ平田主税局長から、御説明をいただきたいと思うのであります。

ぎになる人などございます。もちろんその金額が大きければ大問題でありますて、そのような措置をとるのはどうかと思つたのであります。が、納むべき税額額の差が出て来る、こういうことに對しまして大体一%以下、つまり年額五万円の所得税に対しまして二、三百円とか四、五百円、その程度の税額に不足した税額につきまして、これを申告によつて追徴するというのは、どうも行き過ぎではないか。そこまで行く必要は必ずしもない。しかし取り過ぎになつたものにつきましては、これはやはり確定申告が出来ますれば、その確定申告に応じまして返すという建前にはいたしておりますのでござります。

一般の申告納税者より源泉納税者が不利になるという結果になりますので、取り不足のものはわざかでありますから、もう自をつぶつて申告を要しないことにいたしておりますが、あくまでも取り過ぎになつた分は申告があれば返す、こういう建前にいたしておる次第でございまして、おそらくその問題に關連して、その事實を少しあとで知りました方々が、問題にしておるというのが現状ではないかと思ひます。

もちろんこの問題は法制上の建前といたしましては、確定申告をしていただきまして、税務署が確認しました場合におきましては、税務署から返すとか、あるいは支拂者の方に過納額を提示いたしまして、その次に納める税額に充当して、源泉税額から控除する、とができるようになつておるのでござります。これがうまく行われますね

ば、実質負担には影響がないということがになるのでございますが、どうもその事実を最初から知らぬ人が相当あります。かういふことはございませんし、それからもう一つは過不足が生じた場合には数多く出て来る場合もございまして、本年はその辺のことが若干スムーズに行かなかつたよくな点があるようになります。見受けられるのでござります。しかしこれは本年はあくまで期限の二月末までに申告した人といたしまして、これはひとり源泉課税だけではございません。たとえば預金利子等につきましても、同様な問題があるのでございますが、そういうのはすべて二月末まで一応打切りまして、処理することにしておきますので、本年といたしましては、今からさかのばつて処理するというのは、どうも無理ではないかというふうに考えるのでござります。もちろん申告がございまして本税額が直りますれば、基礎がかわって来ることになるので、地方税の方もそれに応じて直さなければならぬのですが、二月末までにその申告がなければ、やはり元納めた税額で地方税もかかつて来る。こういったことに相なる次第でござります。将来の問題としましては、もう少しくふういたしまして、過不足の出る人をもうと少くするように考えてみたらどうか。と申しますのは、全部なくするためには非常に龐大な税額を要するのであります。が、その数をうんと狹めますれば実際的な問題がよほど少くなりますので、二倍ないし三倍程度にするところまで行きますがどうか、その辺をお少し研究してみたい。そくしてなるべく過不足ないように措置するのが一つであります。それからもう一つは過不足が生じた場

合におきまして、過納額につきましてはもう少し周知をよろしくかりまして、たとえば支拂者等につきましてとりまして計算して、一応申告書をつくりてもらつて、そこの税務署で確認してもらいまして、その分をすぐ二月の税額から相殺する、こういう行き方をとりますれば、比較的早く処理できるのではないかというふうに考えられますので、今後の問題といたしましては、立法的な問題としてなおよく検討いたしまして——そのような問題は細が小さなので大した問題でないということにもなりますが、何しろ相当の人に影響がござりますので、さらに一層合理的に処理するように努めて行きたいと考えておる次第でございます。

が、今ちよつと資料がございませんから、よくわかりませんけれども、二十分くらいあつたよろしく思うのです。一町でそれくらい出て来るのであります。それを納税者が見つけて、政府のやることが実に不親切きわまりないといふことで盛んに文句を言つておる。その将来を考えたときに、これが他の納税者に悪い影響を與えるから、一日も早く是正してもらいたいといふような希望を言われておるのであります。そんな状態でござりますから、一日も早くこれを今平田君の言われたように、何らか方法を考えてやる、こういうことを政府で御考慮いただきたいと思ひます。

○佐藤委員長 次会は公報をもつてお知らせすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会